



### 新型コロナウイルス感染症対応にかかる医療機関等への支援策について



新型コロナウイルス感染症との戦いの最前線は医療機関です。医療機関と医療従事者の皆様を守らずして県民を守ることは出来ません。この点、本県は、4月補正予算において、①患者受入医療機関支援金制度、②医療従事者へ新たな支援策、③応援基金の創設、④感謝状の贈呈を決めるなど、全力で応援する姿勢を示しています。これには本県議会の厚生労働環境委員会に

おけるご努力があったとお聞きしており、そのご努力に対し衷心より深く感謝申し上げるところです。

しかし、残念ながら、5月18日に公表された新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況緊急調査(速報)によると、その経営悪化が鮮明になったとのことです。

そこで、知事にお伺いします。

知事は、本県にある医療機関の経営状況をきちんと把握されておられるのでしょうか。お示しください。併せて、経営悪化の要因をどのように認識しているのでしょうか。お示し下さい。

次に、これまでの支援策について、数点確認させていただきます。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関は、多くの一般病床を犠牲にして、新型コロナウイルス感染症患者のための病床を確保しています。その分、医療機関の収入は減少し、追加費用も増加することになります。

そこで、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床確保の支援」が行われることになっています。では、どのような病床が空床とされるのでしょうか。その基準とともに教えてください。この支援はいつ医療機関に届けられるのか

についても、お教え下さい。

次に、新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に対応した医療従事者へ1人10万円を支給する新たな支援策についてお聞きいたします。

この点、国の第2次補正予算でも同様の支援策が創設されたと承知しております。福岡県が独自策として、国に先行し実施を決定していたことは高く評価される場所であると思います。

さて、この政策は医療従事者の皆さまへの感謝の思いが形となって示されたものと承知していますが、医療従事者間で不平等感を持たれるようなことがあってはその趣旨が没却されかねません。また、同じ医療機関内で医療従事者の心に分断が生じてしまえば、今後、新型コロナウイルスに付け入る隙を与えてしまうのではないのでしょうか。

そこで、この支援策はどのような基準により、どのような手続きで行われるのかについてお聞きしておきたいと思います。

ところで、本県でも、医療従事者の皆さまの懸命なご努力にもかかわらず、院内感染や施設内感染が発生しました。先述の通り、新型コロナ感染症患者を受け入れる医療機関は新型コロナ感染症との戦いの最前線であり、同時に、最後の砦でもあると思います。したがって、ここにおける感染症対策は最重要課題といってもいいと思います。現実的な危険は医療機関における全ての行為に存在すると思いますが、無症状患者の存在も無視できない状況のもと、特に警戒が必要な場面は救急外来の受入れ時ではないのでしょうか。この場面において、今後、マスクや医療用ガウンなどの医療用防護具の不足は絶対に許されないと考えます。

そこで、福岡県として医療機関に対して、医療用防護具をどのように配布されておられるのか確認させて頂きたいと思います。

この点に関しましては、今、感染状況が落ち着いているこの時には、次の波を想定し、その波に対応する医療用防護具の需給状況を予測し、いざ、次の波が来た時に現場において絶対に不足が生じないように備えておいて頂きたいと強く要望しておきたいと思います。

ところで、診療報酬が支払われる6月以降の医療機関の経営に心配があります。病院機能をこれまで通りに維持するためには、これまで以上に強力な支援策が必要だと考えます。

また、人材支援の観点から、支援策を備えておくことも必要であると考えます。

そこで、まず、ドクターとナースが疲弊した結果、医療現場の維持が困難となることを恐れます。病院間の連携や病院と大学病院との連携は、それぞれの病院で懸命に取り組まれておられると思いますが、このような取り組みを補完するマンパワーに関する対応策は準備されておられるのでしょうか。お答えください。

次に、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関のみならず、小児科、耳鼻科、呼吸器科、心臓血管外科、脳外科、歯科など新型コロナウイルス感染症ウイルスの感染リスクが高い手技に当たる医療機関の換気やパーテーション等の設備などの感染防止対策に十分な支援を行うべきと考えますが如何でしょうか、ご所見をお示しください。

さらに、今申し上げたこと以外に、国の第2次補正で示された重点医療機関に対する新たな支援についてお教えください。

さて、医療従事者やその家族に対する風評被害が生じていると医療関係者から、お聞きしました。新型コロナウイルス感染症対応の最前線で、命がけて戦っておられる医療従事者の皆様やそのご家族は最大限に称賛されるべきです、にも拘わらず、その真逆の態度で医療関係者とそのご家族を苦しめることは、決して許されることではないと思います。そこで、新型コロナ差別をなくし、医療関係者をもっと応援してほしいとの強い啓発を行うべきではないかと考えますが、県の取り組みをお伺いしたいと思います。

### 【小川知事の答弁】

#### ◆医療機関の経営状況について

医療機関の経営については、日本病院会などが実施した調査によると、病院における4月の医業収入は、対前年同月比、全体で1割程度の減少となっています。また、診療所については、診療報酬が3割から4割程度減少していると報告されています。

このように、医療機関における経営状況は、非常に厳しい状況にあると認識しています。

経営悪化の要因については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れてい

るか否かを問わず、感染を恐れた患者が、医療機関の受診を控えたことによるものと考えています。

また、受け入れている医療機関では、救急患者の受け入れ制限、新たな感染症患者を受け入れるための空き病床の確保による収入の減少や、感染症患者の治療に伴い医師等のスタッフを手厚く配置せざるを得ないといったことによるコストの増加などが影響しているものと考えています。

#### ◆病床確保に伴う医療機関への支援について

新型コロナウイルス感染症患者の病床を確保するにあたっては、患者を受け入れるために空床とせざるを得なかったすべての病床を対象に、県から医療機関に対し、病床確保料を支払うこととしています。

例えば、4床の病室を開鎖して、そこに患者を受け入れる病床を1床確保した場合は、4床が病床確保料の対象となり、実際に患者を受け入れた場合は、残りの3床に対して病床確保料を支払うこととなります。

現在、4月から6月までの間の病床確保料について、医療機関からの申請を受け付けているところであり、7月末までに支払いを行いたいと考えています。

#### ◆新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者への支援金について

県では、新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に携わった医療従事者に対し、応援、感謝の気持ちを表すため、医療機関を通じて1人1回10万円の支援金を支給することとしています。

支援金は、患者が入院する医療機関または宿泊療養施設において、3日以上、患者の身体に直接接するなどの治療・看護に携わった医療従事者を対象として支給することとし、今後、医療機関に通知し、支給手続きを開始したいと考えています。

#### ◆医療用防護具の配布状況について

3月以降、国からの供給や県の独自購入分及び寄贈を受けた、マスク55万枚、医療用ガウン71万着、フェイスシールド23万枚を配布しています。

救急指定病院を含む457の病院に対しては、新型コロナウイルス感染症の入院患者、在庫・使用状況に応じて、また、急患診療所を含む4,015の医科診療所に対しては、従事者数に応じて配布を行っているところです。

今後も、これまで同様、国供給分や県購入分を、施設の状況を勘案しながら配布していきます。

#### ◆医療機関の感染防止対策に対する支援について

医療機関が、地域で求められる医療を継続して提供できるよう感染防止対策を徹底するため、感染疑いのある患者とその他の患者の混在を避けるためのレイアウトの変更、職員の健康管理の徹底、院内設備の整備などに要する経費に対し、国の第二次補正予算を活用して、助成することとしています。

#### ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地域の医療従事者の確保について

県では、感染症専門医等による調整本部を設置し、関係医療機関の病床の状況、患者の特性等について情報収集し、医療従事者の業務負担が過重なものにならないよう、搬送患者の受入医療機関について調整しています。

しかしながら、地域で感染症患者が急増した場合、院内の感染症診療部門への患者の集中、医療従事者自身の感染等により、一時的に医療従事者が不足し、医療提供の継続が困難となる事態も想定される。

このような場合、当該医療機関において、人員配置の変更等により、診療体制の確保が行われ、それでもなお、医療従事者が不足する場合に備え、県では、医師、看護師等の医療チームを派遣する仕組みを設けています。

また、県が設置し、看護職員の無料職業紹介を行う「福岡県ナースセンター」では、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、3月に、求職登録者に対し、職員が不足する医療機関での就職希望をメールで募り、6月12日現在、127人から応募があり、そのうち21人が就職されたところです。

#### ◆重点医療機関に対する支援について

県では、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟を有し、主に重症、中等症の患者を受け入れる医療機関を「重点医療機関」に指定し、当該医療機関において酸素投与や呼吸モニタリングが可能な専用の病床を合計で200床確保することとしています。

「重点医療機関」に対しては、国の第二次補正予算を活用し、超音波画像診断装置や血液浄化装置など、当該医療機関が行う高度医療向け設備整備について助成を行うとともに、これまでよりも手厚い病床確保料を支払うこととしています。

#### ◆医療関係者に対する差別防止の啓発や応援の呼びかけについて

新型コロナウイルス感染者の治療や看護等に当たっている医療従事者や、そ

のご家族に対する誹謗中傷や差別的な対応は、絶対に許されるものではありません。

これまで、県では、県内での感染者が確認された当初から、感染症に関する人権への配慮を呼びかけてきました。

医療従事者への偏見・差別防止については、

- ・JR や地下鉄の駅での啓発ポスターの掲示
- ・JR 博多駅、西鉄天神駅のデジタルサイネージでの映像の放映
- ・在福民放 5 局と共同で作成したテレビコマーシャルの放映
- ・福岡県だより等、県の広報媒体に掲載

などにより啓発を行ってきました。

また、医療従事者や社会機能の維持にあたる皆様に対する感謝とエールの気持ちを表すため、福岡県ゆかりのスポーツ選手や文化人等の著名人による応援メッセージ動画を配信しています。

私自身、ラジオや記者会見などを通じて、医療従事者や社会を支えていただいている皆様への感謝の気持ちを申し上げ、そうした方々やご家族への心無い言動、差別が絶対にあってはならないことを呼びかけています。